

## 第1条 (目的)

### (目的)

第一条 この法律は、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効及び不利益な取扱いの禁止等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置等を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

## 1 本条の概要

本条は、本法の目的を規定するものである。

## 2 本条の趣旨

### (1) 公益通報と事業者による不利益な取扱い

事業者がその事業に関して犯罪行為やその他の法令違反行為を行っている場合に、当該事業者の事業に従事している労働者及び役員は、その犯罪行為やその他の法令違反行為の事実を知り得る立場にある。

しかし、労働契約関係において労働者は、労務の提供について事業者の指揮命令に服する義務を負うほか、信義則上、事業者の利益を不当に害さないよう行動する義務（誠実義務）を負っており、通常、就業規則において、事業者の業務命令権、営業秘密の保持義務、企業の信用や財産を損なわない義務などが明文化され、これらに違反した場合には懲戒処分等の対象とされている。

このため、労働者が、その事業に関する犯罪行為やその他の法令違反行為について知り得た事実を事業者の意に反して通報した場合には、企業秩序遵守義務違反や誠実義務違反として解雇その他不利益な取扱いを受けるおそれがある。

事業者による労働者の解雇について、判例では、「使用者の解雇権の行使も、それが客観的に合理的な理由を欠き社会通念上相当として是認することができない場合には、権利の濫用として無効」（最高裁第二小法廷昭和50年4月25日判決）とされ、労働基準法の平成15年改正時に同趣旨の規定が置かれ、その後、平成20年3月1日に施行された労働契約法第16条に同趣旨の規定が引き継がれ、また、今まで判例による判断のみであった出向及び懲戒についても、それぞれ労働契約法第14条及び第15条において、使用者による濫用的な出向命令権及び懲戒権の行使が制限されることとなった。

しかし、これらの法制や判例のみでは、

- ・ 労働者が被る不利益な取扱いとしては、解雇以外にも配置転換等の人事上の措置などが考

## 第1条 (目的)

えられるが、労働契約法に明記されている出向、懲戒以外の不利益な取扱いについては、これを制限する明文の規定が存在しないこと

- ・ 明文の規定がある解雇、出向、懲戒についても、どのような内容の通報をどこへ行えばこれらの不利益な取扱いを受けないのかに関する要件が必ずしも明確でなく、公益通報に関する裁判例も豊富とはいえないため、公益に関わる通報という正当な行為を行う労働者が一方的に不利益な取扱いを受けるおそれを抱えることとなること

という問題がある。

また、役員は、法人に対し労働者と比べて重い善管注意義務や忠実義務を負い（会社法第355条等）、通報対象事実を認知した場合は自ら是正すべきである等、労働者とは異なる立場にあるものの、役員についても通報したことを理由として、解任・解職、事実上の嫌がらせ等の不利益な取扱いを受けるおそれがある。

## ○ 参照条文

[参考] 労働契約法（平成19年法律第128号）

（出向）

第十四条 使用者が労働者に出向を命ずることができる場合において、当該出向の命令が、その必要性、対象労働者の選定に係る事情その他の事情に照らして、その権利を濫用したものと認められる場合には、当該命令は、無効とする。

（懲戒）

第十五条 使用者が労働者を懲戒することができる場合において、当該懲戒が、当該懲戒に係る労働者の行為の性質及び態様その他の事情に照らして、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものと認められ、当該懲戒は、無効とする。

（解雇）

第十六条 解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものと認められ、無効とする。

[参考] 会社法（平成17年法律第86号）

（株式会社と役員等との関係）

第三百三十条 株式会社と役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。

（忠実義務）

第三百五十五条 取締役は、法令及び定款並びに株主総会の決議を遵守し、株式会社のため忠実にその職務を行わなければならない。

## ○ 解雇権の濫用について判断した判例

[参考] 最高裁第二小法廷昭和50年4月25日判決（日本食塩製造事件）

「使用者の解雇権の行使も、それが客観的に合理的な理由を欠き社会通念上相当として是認することができない場合には、権利の濫用として無効になると解するのが相当である。」

## ○ 懲戒権の濫用について判断した判例

[参考] 最高裁第二小法廷昭和58年9月16日判決 (ダイハツ工業事件)

「使用者の懲戒権の行使は、当該具体的事情の下において、それが客観的に合理的理由を欠き社会通念上相当として是認することができない場合に初めて権利の濫用として無効になると解するのが相当である。」

## (2) 公益通報と法令の規定の遵守

事業者の様々な不祥事のうち、特に、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令に係る犯罪行為やその他の法令違反行為については、

- ・ 犯罪行為やその他の法令違反行為によって国民の生命、身体、財産等に被害が及ぶ可能性が高く、また、これらの犯罪行為やその他の法令違反行為が国民生活における安心や信頼を大きく阻害すること
- ・ 実際に被害が発生した場合には、被害が広範囲に及んだり、回復し難い被害が生じたりするなど、事後的な損害賠償請求等によっては効果的な救済とならないことが考えられ、被害の未然防止・拡大防止を図る観点から犯罪行為やその他の法令違反行為を抑止していく必要があること

という状況があり、国民生活の安定及び社会経済の健全な発展の見地から、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令の実効性を高めていくことが緊要な課題となっていた。

このような課題に対処するため、次の方策が考えられた。

- ① 事業者自身が、企業倫理の浸透とコンプライアンス（法令遵守）経営の徹底を図ること
- ② 行政が、事後チェック体制（監視体制、罰則等）の強化を図ること
- ③ 多くの不祥事が事業者内部の関係者からの通報を契機として発覚したことを踏まえ、このような公益のために通報をした者が事業者から解雇等の不利益な取扱いを受けないことを確保するとともに、事業者や行政機関がこのような通報に対して適切に対応すること

このうち、①の事業者の取組については、犯罪行為やその他の法令違反行為が、一部の悪質事業者だけではなく、国民が信頼する著名な企業において、過度の利益追求のための手段として行われていたことから、事業者自身による取組だけに委ねることについては限界が指摘された。

また、②の行政の取組については、監視体制の強化のためのリソースに限界があるため、事業活動の全てを監視することは困難と考えられた。

このため、③の通報が、法令の実効性確保を図る上で適切な役割を果たすことが必要と考えられた。

## (3) 本法の目的

以上のような、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令に係る犯罪行為やそ

## 第1条（目的）

他の法令違反行為の発生状況等を踏まえ、国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資する上で公益通報に関する体制を整備することが緊要な課題であったことに鑑み、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効及び不利益な取扱いの禁止等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置等を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともにこれらの法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することが本法の目的とされたものである。